

学校法人明泉学園 役員退職慰労金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人明泉学園（以下「本学園」という。）における役員の退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金の支給)

第 2 条 本学園の常勤役員が役員の職を退いたときは、この規程の定めるところにより、当該退職した役員（以下「本人」という。）に対し退職慰労金を支給する。ただし、死亡による退職の場合にあっては、本人の遺族に対してこれを支給する。

2. 本学園の非常勤の役員の退職にあたり、理事会が特に支給の必要を認めたときは、常勤役員にかかる支給の例に準じ、退職慰労金を支給することができる。
3. 前第 2 項の退職につき、その事情が本学園寄附行為第 11 条の定めによる解任であるとき、又はこれに準ずる場合にあっては、理事会の議決により、退職慰労金を支給しないか又はその金額を減じて支給することがある。

(退職慰労金の額)

第 3 条 退職慰労金の額は、以下に定める退職金の額と、慰労金の額を合算した額とする。ただし、非常勤の役員にかかる退職慰労金の額については、常勤役員にかかる退職慰労金の額との権衡を考慮してその都度理事会が決定する。

2. 常勤役員の退職金の額は、役員の職を退いた日の前日において本人が支給されていた役員報酬月額に対し、在任期間 1 年につき、2.0 の係数を乗じて得た金額とする。
3. 慰労金は、功労報奨として理事会が特に支給の必要を認めた場合に計上するものであって、その額は役員在任期間中の功績その他法人に対する貢献の度合に応じてその都度理事会が議決するところによる。ただし、慰労金の金額は、3,500 万円を超えることができない。

(在任期間の計算)

第 4 条 在任期間は、本学園の役員として引き続いてその職に在った期間を年単位で表わし、6 月以上の端数は 1 年として、また、在任期間が 1 年未満であるときはこれを 1 年として計算する。再選による重任は、継続する在任期間として通算する。

(支給額控除)

第 5 条 退職慰労金は、その支給額から法令による控除徴収額を控除して支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 6 条 遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法の例による。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 7 年 2 月 28 日から施行し、平成 7 年 2 月 15 日に遡って適用する。
2. 役員退職慰労金支給規程は、この規程の施行と同時に廃止する。
3. この規程は、平成 28 年 9 月 9 日から施行する。